平成27年度

第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

平成27年度第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 平成27年9月14日(月)

場 所 さいたま共済会館 501、502会議室

出 席 者(11名)(敬称略)

小谷野 五雄宮崎 栄治郎近藤 文彦中川 進石井 幸男磯 哲也山崎 彰加藤 孝夫小林 玲子

西川 正純 野上 武利

欠 席 者(2名)(敬称略)

諸井 真英 尾﨑 啓子

事務局 飯島総務部長

三須 学事課長

都留 学事課副課長

藤原 高等学校担当主幹

植竹 幼稚園担当主幹

加来 専修各種学校担当主幹

矢沼 高等学校担当主査

小村 幼稚園担当主査

伊東 専修各種学校担当主査

八田 高等学校担当主任

山口 高等学校担当主任

並木 幼稚園担等主任

小林 専修各種学校担当主任

1 開 会

定足数を確認し、10時00分審議会を開会した。

2 議事録署名委員の指名

会長は、議事録署名委員として、石井 幸男委員、小林 玲子委員を指名した。

3 諮問事項

(1)審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
平成27年度私立学校(小学校・中学校・高等学校)	承 認	賛 11 否 0
運営費補助金配分の基本方針について		
平成27年度私立学校(幼稚園)	承 認	賛 11 否 0
運営費補助金配分の基本方針について		
平成27年度私立学校(専修学校・各種学校)	承 認	賛 11 否 0
運営費補助金配分の基本方針について		

(2)審議内容

別添「審議記録書」のとおり

4 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、10時20分閉会を宣言した。

平成27年9月14日

議 長 加藤 孝夫

議事録署名人

委 員 石井 幸男

委 員 小林 玲子

【審議記録書】

1 開会

- ○司会 おはようございます。お忙しい中ありがとうございます。間もなく開会ですが、 先に資料の確認をさせていただきたいと思います。机の上に資料一式置いてありますが、 一番上が一覧になっております。めくっていただいて次第があり、それから名簿、配席 図、資料が1、2、3とあります。後半が参考資料、1、2、3、念のために後ろに条 例と要綱をつけさせていただいております。
- ○司会 お待たせいたしました。議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきま す、学事課長の三須でございます。よろしくお願いします。

本日、諸井真英委員、尾﨑啓子委員は、所用により御欠席となっております。

それでは、審議会条例第6条第2項に定める定足数を満たしておりますので、ただ今から平成27年度第2回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。

2 会長挨拶

- ○司会 まず、加藤会長から、一言御挨拶をいただきたいと思いますので、お願いします。
- ○加藤会長 おはようございます。会長を仰せつかっております加藤でございます。本日 は委員の皆様には大変お忙しい中お集まりいただきまして大変御苦労様です。

本審議会は、知事の諮問に応じまして、私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針について御審議いただく場でございます。前回、それぞれのお立場から貴重な御意見をいただきました。今回は、前回の意見を踏まえまして、事務局が配分案を提示することとなっております。本日の議事につきましても、公正・中立な運営を心がけていきたいと存じますので、委員の皆様方の御協力をお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

3 議事録署名委員の指名

○加藤会長 それでは、条例第6条第1項に基づき、私が議長として議事を進めてまいります。議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定により、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。石井幸男委員、小林玲子委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開等につきまして、委員の皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。条例第7条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。」と規定しております。 今回の会議につきましては、公開とすることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

- ○加藤会長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。 傍聴者の紹介を事務局からお願いします。
- ○事務局 本日は傍聴者はおりません。

4 諮問事項(3件)

- (1) 平成27年度私立学校(小学校・中学校・高等学校) 運営費補助金配分の基本方針について
- (2) 平成 27 年度私立学校(幼稚園) 運営費補助金配分の基本方針について
- (3) 平成 27 年度私立学校(専修学校・各種学校) 運営費補助金配分の基本方針について
- ○加藤会長 はい、分かりました。それでは、審議に入りたいと思います。第1回審議会から引き続き、諮問事項は3件でございます。前回、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえ、事務局に平成27年度運営費補助金配分の基本方針の案の整理をお願いしたところでございます。

平成27年度運営費補助金配分の基本方針の案について事務局の説明を求めたいと思います。

- ○宮崎委員 会長、その審議に入る前に、冒頭大変失礼なのですが、既に皆様御存知のことと思いますが、県内の文理佐藤学園の件で、私立の小学校から中学、高校、大学まで、大変聞くに恥ずかしいような埼玉県の案件がございました。その中身は、補助金を出しているにもかかわらず、学園の私的な流用があり、校長が辞任したということがありましたけども、埼玉県としても非常に多額の補助金、6億7千万円と、国からは1億7千万円と新聞報道ではありましたが、今回の経緯と今後の県としての対応について、御説明をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。
- ○加藤会長 ただ今宮崎委員からお話がございました。知事から諮問をいただいている事項には該当しませんが、補助金の交付という点で密接な関係がありますので、今委員からございましたとおり、経緯について御説明をお願いしたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

- ○加藤会長 それでは事務局の方からよろしくお願いします。
- ○事務局(総務部長) それでは、委員の皆様におかれましては、日頃から私学行政に関しまして、御理解と様々な御意見を頂戴しまして、改めて感謝申し上げる次第でございます。学校法人文理佐藤学園で起きました不祥事につきましては、大変御心配おかけしているということで、県といたしましても、大変重く受け止めているところでございま

す。現在、学校法人に対します事情聴取や指導を行うなど、厳しく対応しているところ でございます。今後同様の事例が起きないようにしっかり対応してまいりたいと考えて おります。詳細につきましては、学事課長から説明させていただきます。

○事務局(学事課長) それでは、今までの経緯につきまして簡単にお話しさせていただきます。

今回の件について、報道等で御案内かもしれませんが、学園長の海外出張時に不適正な支出が発覚したものでございます。学校法人の中で、外部の理事も入れた調査委員会で調査を進めて、新聞報道等に出されておりますような、出張手続きをきちんと踏まえてなかったことや、支出の内容が学校の通常の本来業務から外れているという不適正な事実が判明したものであります。この学園長は、先程宮崎委員から話がありましたように、小学校、中学校、高校、大学、これらを横串に統括する立場で海外出張しているということで、法人業務としての出張だったと伺っております。

この中で私的流用があったことは、一義的には法人全体を所管する文部科学省から指導が必要になる案件でございますが、県としても、先程お話のありましたとおり6億余りの補助金を出しているので、しっかり調査報告書を受けるだけでなく、即日学校を呼んで話を聞いてまいりました。その中で、法人として今後しっかりと再発防止を考えていくということ、それから、所管の文部科学省の指導によって、新聞報道されている期間だけでなく、きちんと前と後ろ、直近のところも調べるよう厳しい指導が出ています。県も、国と一緒になって、対応したいと思います。

また、県として、小学校、中学校、高校、専門学校、これに補助金を出しているので、現場に行って帳簿類などをこれから確認していきたいと思っています。書面検査の中では、県の補助金部分の不適正な支出はないと考えておりますが、現場でも確認したいと思います。ただ、仮に県の調査によって、県の部分で不適正がなかったとしても、国が確認を進めていますが、法人全体として不適正ということになれば、無視できる状態ではございませんので、国と連携してしっかりと対応、場合によっては国と一緒になって補助金の減額を考えていきます。当面の9月の交付は当然留保と考えています。減額となりますとペナルティーということになりますが、この検討につきましては、委員の皆様にお諮りするというより、監督指導する県の立場として、しっかりと県として対応させていただきたいと思います。

今回の件につきましては、重く受け止めております。併せて県内の私立学校全体に対して早急に適正な管理運営、それから会計処理、事務処理の徹底について、注意喚起を行ったところでございます。以上です。

○宮崎委員 ただ今御説明いただきありがとうございました。ただ、現況の子供たちが相当数通学しているわけでございます。そして、うやむやにせず、これを明らかにして、きちんと表面化することが、子供たちや保護者がきちんとした形をとるんだなと胸を張って校門をくぐれる体制が整うと思います。このようなことをしっかり行政の立場で、

学事課の立場で取り組んでいただいて、その子供たちのフォローや保護者達への説明をきちんと求めるように学園に促していただくと同時に、また、今課長からもありましたけれども、他校においてこのようなことがあるわけないのですが、ただ、世間の目は同一レベルに見られる可能性があります。大体似たり寄ったりだろうといわれるのが世の常でございます。不祥事があるとそうなのです。ここにいらっしゃる先生方も決してないと思いますが、一応そのような注意喚起について、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○加藤会長 宮崎委員、以上でよろしいでしょうか。事務局の方も、委員の意見を踏まえまして、しっかり対応していただければと思います。

それでは、当初の議事を進めたいと思います。先程申し上げましたように、平成27 年度運営費補助金配分の基本方針の案について、事務局の方から説明をお願いします。

○事務局 はじめに、小学校・中学校・高等学校の運営費補助金配分の基本方針案について御説明いたします。恐縮でございますが、座って説明させていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。今回、お示しさせていただく運営費補助金配分の基本方針の案につきましては、前回の審議会において、皆様からいただいた御意見を踏まえ、作成したものでございます。

「1配分の基本的な考え方」、「2基礎配分」、次のページの「3政策誘導配分」につきましては、今回変更のない点は、前回の審議会で御説明させていただいたとおりでございますので、今回は、昨年度との変更点を中心に御説明いたします。

3ページをお開きください。「4平成27年度の変更点」についてでございます。まず、

(1) 基礎配分の①高等学校でございます。高等学校の基礎配分は、前年度の決算額を基礎として、その一定割合を補助する補助対象経費方式です。教育研究経費の基準額について、県内各校の実績額が増えていることを踏まえまして、増額修正を行います。また、平成26年度決算額から消費税増税分が反映されておりますことから、消費税対応臨時対応加算を廃止するものです。

次に、4 ページを御覧ください。(2) 政策誘導配分の②小規模校加算でございます。 前回の審議の中で、小規模校においても、一定人数の人件費など必要な経費がかかるこ とから加算額の増額は良いという御意見や、生徒数に応じた傾斜配分の要素を盛り込め ないかとの御意見をいただいたことを踏まえまして、傾斜配分を導入するとともに、加 算額を増額するものです。具体的には、これまでの生徒実員数 720 人以下の小規模校に 対する 500 万円の補助を、360 人を超えて 720 人以下の学校に対しては 750 万円に増額 し、360 人以下の学校に対する加算を 1,000 万円とするものです。ただし、著しく定員 を超えていたり、不足している学校につきましては、現行の 500 万円とするものでござ います。

次に、⑤本務教員充足加算でございます。本務教員1人当たりの生徒数が、25人を下回る学校へ加算することで、本務教員の充足を誘導し、教育環境の向上を目指すもので

す。前回におきまして、教育条件の向上を図るため、常勤の教員が増える配分にして欲しいというという御意見をいただいたことを踏まえ、本務教員充足加算への配分を増額するものでございます。具体的には、3段階ある加算単価を1段階に簡素化するとともに、加算単価を増額し、加算を受ける全ての学校が増額となる変更を行います。

小・中・高等学校についての説明は以上でございます。よろしく御審議くださいます ようお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、幼稚園の運営費補助金配分の基本方針案について御説明させていただきます。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料2を御覧いただきたいと存じます。小・中・高等学校と同様、 昨年度との変更点について、御説明させていただきます。3 ページをお開きいただきま して、「4平成27年度の変更点」を御覧いただきたいと存じます。

まず、(1) 基礎配分の①園児数割及び⑤満3歳児数割でございますが、平成27年度予算の積算単価が増額されたことを踏まえまして、補助単価を増額しております。

次に、4ページをお開きください。(2)政策誘導配分の⑤小規模園加算でございます。 幼稚園の小規模園加算について少し御説明させていただきますと、幼稚園の場合は園児 数 150人以下を加算対象としておりますが、実員が定員の 25%を下回る園児数の少ない 幼稚園につきましては加算の対象外となっております。このため、実質的に園児数 50 人に満たない幼稚園は加算の対象外となり、園児数 50人のところで差を設けております。 また、園児数 50人から 150人の範囲ですと、赤字法人の割合など、法人の財務状況にあ まり差がないことから、加算額に差を設けておりません。さらに園児数が 150人を超え ますと財務状況が良くなることから小規模園加算の対象は園児数 150人を境としており ます。

この小規模園につきましては、前回の審議会で御説明させていただきましたとおり、 園児 1 人当たりのコストが高く、経営が非効率となることを踏まえまして、加算額を 100 万円から 200 万円に増額するものです。

幼稚園についての説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、専修・各種学校における運営費補助金配分の基本方針案について 御説明いたします。座って御説明させていただきます。

お手元の資料3を御覧いただきたいと存じます。恐縮ですが、2ページをお開きください。 「4平成27年度の変更点」についてでございます。まず、(1) 基礎配分です。平成27年度予算の積算単価がアップされたため、①生徒数割及び②教職員数割の補助単価を増額いたします。

次に、(2) 政策誘導配分の⑤教員資質向上加算についてでございます。前回の議論の中で、教員の資質向上は大変重要であるため、是非加算すべきである、という御意見をいただきましたので、新たに教員資質向上加算という配分項目を設けまして、学校が教

員を外部研修等に派遣し参加費を負担した場合、研修1回当たり10,000円を加算することとしました。教員の資質向上は学校全体のレベルアップにつながっていくものでございますので、こうした派遣をさらに促してまいりたいと考えております。

専修・各種学校の説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い 申し上げます。

- ○加藤会長 ありがとうございました。それでは、ただ今いただきました御説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら、順次お願いしたいと思います。
- ○加藤会長 よろしいでしょうか。

(「なし」と言う人あり)

○加藤会長 それでは、御質問は特にございませんので、順次、議決を賜りたいと存じます。

では、平成27年度小学校・中学校・高等学校に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤会長 ありがとうございました。それでは、平成27年度小学校・中学校・高等学校に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることといたします。

次に、平成27年度、幼稚園に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして、 原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤会長 ありがとうございます。それでは、平成27年度幼稚園に係る運営費補助金 配分の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることといたします。

最後に、平成27年度専修学校・各種学校に係る運営費補助金配分基準の基本方針(案) につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤会長 それでは、平成27年度専修学校・各種学校に係る運営費補助金配分の基本

方針(案)につきまして、原案を適当と認めることといたします。

5 閉会

- ○加藤会長 以上で議事は終了いたしました。議事の進行に御協力いただきありがとうご ざいました。ここからは、事務局に進行をお願いいたします。
- ○司会 どうもありがとうございます。貴重な御意見を 1 回目にいただいた後、調整させていただきました。以上で本日の日程は全て終了いたしました。熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

(20分)